

『組合掲示物撤去事件』の完全勝利にあたって

11月25日、最高裁判所は不当労働行為救済命令取消訴訟・大阪第一車両所分会 掲示物不当撤去事件で、会社が上告及び上告受理申立を行っていた二つの事件(行コ)第155号・第277号に対して、上告を棄却し上告審として受理しない決定を行いました。会社による「掲示物撤去」は不当労働行為である事が確定しました。

私たちはこの間、会社の繰り返される悪辣な掲示物不当撤去に対し平成7年12月と平成11年11月に、大阪府労働委員会に申し立てを行い勝利命令を勝ち取ってきました。しかし会社は、この大阪府労働委員会の救済命令を無視し、私たちの組合掲示物を理由ないまま今日まで不当撤去を繰り返して行ってきました。このような状況の中、今回の判決で、大阪府労働委員会からの立ち上げから13年間におよぶ長き闘いに勝利したのです。

私たちJR東海労は1991年8月結成して以降、会社からの熾烈な組織破壊攻撃の連続でした。葛西会長の「経営に対して労働組合の容喙を一切許さない」という傲慢な経営方針のもとJR東海労の存在を一切認めず、労働組合の貴重な財産である組合掲示物を張り出し、労働組合の主張を訴えるというごく当たり前の組合活動に対して支配介入してきたのが、会社による組合掲示物の不当撤去でした。

しかし、私たちは会社による組合運動への支配介入に対して労働委員会の闘いに決起し、自らが弁護士役を行う自前の闘争で、職場から反撃の闘いを展開してきたのです。

今回の勝利判決は、「規律と忠誠心」「命令と服従」の職場支配体制の激化する中で、職場での組合活動の正当性が社会的に明らかになったと共に、JR東海内の「労使紛争」に関して、単に当該労働組合が勝利したというレベルにとどまらず、労働運動が弱体化し労働組合運動が「体制内」に埋没してしまっている現実の中、JR各社の労働運動をはじめ、日本の労働組合運動に一石を投じた画期的な勝利といえます。

私たちは、今回の勝利判決を基に、会社からの不当労働行為に屈せず自信と確信を持って、私たちの思ったこと、感じたこと、主張を今まで以上にどしどし組合掲示板に張り出していくとともに、職場闘争の強化を更に押し進め組織強化・拡大を勝ち取っていく決意です。

2008年11月29日

JR東海労働組合中央本部